登録業者に対する指名停止について

対象業者名	ネッツトヨタ愛知株式会社 プラザ豊橋 店長 安藤 和紘 豊橋市新栄町字南小向78-1
指名停止理由	国土交通省中部運輸局から道路運送車両法違反により令和3年3月30日付で行政処分(指定自動車整備事業の指定の取消し等)を受けたことが、豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領第2条第1項に基づく別表第11項第2号に該当するため。
経緯	車検に必要な点検及び検査の一部を省略するなど道路運送車両法に違反したとして、国土交通省中部運輸局が令和3年3月30日付けにて指定自動車整備事業の指定の取消し、自動車検査員7名の解任を命令する行政処分が行われた。
指名停止の適 用根拠	豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領第2条第1項に基づく別表第11項第2号 指名停止措置要領別表 11 建設業法その他の業務に関連する法令に違反し、行政処分を受けたとき。 (1) 本市契約に関するもの 2か月以上6か月以内 (2) (1)以外のもの 1か月以上6か月以内
指名停止期間	1か月(令和3年4月10日~令和3年5月9日)
備考	対象業者の登録業種 物品の製造・販売:自動車・自転車